

IIJ、サービス品質保証制度(SLA)を開始

1999年6月1日

株式会社インターネットイニシアティブ(以下IIJ、本社:東京都千代田区、代表取締役社長:鈴木幸一)は、6月1日より、インターネット専用線接続サービスをご利用のお客様を対象に、国内ではじめてサービス品質保証制度(SLA:Service Level Agreement)を開始いたしました。

IIJのSLAは、インターネット専用線接続サービスの品質を客観的指標によって保証することにより、企業活動の情報インフラとして重要性を増しているインターネットの安定性と信頼性を高める制度です。「可用性」「遅延時間」「障害通知」からなる3つの保証項目、および保証値を提示することにより、インターネット接続サービスの定量的な品質の保証を実現しました。品質が各保証値を下回った場合にはご利用料金の一部を減額いたします。なお、SLA導入にあたりお客様への追加料金は発生いたしません。

IIJでは今後とも、最高のネットワーク環境を提供していきます。

保証内容

1. 可用性: IIJとの接続が常に利用可能な状態であることを保証(*) 利用不能時間が発生した場合 (一回につき)

30分超 - 60分以内	月額基本料金の1/90を減額
60分超 - 12時間以内	月額基本料金の1/30を減額
12時間超 - 24時間以内	月額基本料金の1/10を減額
24時間超 - 3日以内	月額基本料金の1/5を減額
3日超 - 7日以内	月額基本料金の1/3を減額
7日超 - 14日以内	月額基本料金の1/2を減額
14日超	月額基本料金の全額を減額

2. 遅延時間: IIJ国内バックボーン全体の月平均往復伝送時間が40msを超えないことを保証(*)

月平均の往復伝送時間が2ヶ月連続して40msを超えた場合

月額基本料金の1/30を減額

3. 障害通知:障害の発生を検出後、30分以内に契約者の指定する連絡 先に通知することを保証(*)

障害通知までの時間が30分を超えた場合 (一回につき)

月額基本料金の1/30を減額

- *IIJのSLAは、下記に該当する場合においては適用されません:
 - 約款に定める利用の制限、中止、停止に相当する場合
 - お客様がご契約にあたっての義務を守られなかった場合
 - その他、当社にとって不可抗力である場合。

以上